

原発安全神話と原子カムラを批判し崩壊させよう

山本富士夫

8



まえがき

2012年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質を環境に放出し、土地・水・空気などの環境を汚染し、住民のいのちとくらし（衣食住）に多大なる被害を及ぼした。そのため、筆者は、原発サイト内のシステムの事故・故障を意味する「原発事故」というよりは、それが原発サイトの外部に与えた損害と影響が未曾有の災害規模であるため「原発災害」というのが妥当であると考え。本稿で筆者が「福島原発災害」と言うゆえんである。

福島原発災害を見て、国民の大多数は、それまで原発推進者たちの言ってきた「原発安全神話」はまやかしであり、むしろ原発に批判的な人々の「原発は危険である」と言う考えの方が正しかったことを知った。その後、マスコミ等では、「原発安全神話は崩壊した」とする表現が多く見られるようになった。しかしながら、政府・財界・電力事業者らは、福島原発災害発生 の責任をとることも反省をすることもなく、原発の再稼働に向けて巻き返しを強めるようになってきた。そのような反動を見て、国民の多く（増加する若者や女性）は、相変わらず非科学的な原発安全神話が全く崩壊していない現実に失望し、「原発安全神話」を形成してきた「原子カムラ」や「御用学者」らの権力側に対して怒りをもって原発をなくす運動を強め拡大するようになってきた。彼らの失望や怒りは、単なる感情の表れではない。彼らは、原発推進者たちよりずっと科学的な根拠をもって「原発をなくす」ことを望んでいるのである。

日本科学者会議（以下、JSA）は、昨年（2011年）東日本大震災問題特別委員会と原発問題WGを設置し、前者では災害発生の原因と経過ならびに復興・復旧に関わる問題を、後者ではJSAの原発問題に取り組む基本的な方針を検討してきた。

筆者はその両方の委員として、福島原発災害が発生した技術的要因と社会的要因の検討を担当してきた。特に、社会的要因である「安全神話と原子カムラ（原発利益共同体）」の検討に力点を置き、それらの形成と崩壊について科学的な批判と提言を試みてきた。本稿は、その結果をまとめ、今年（2012年）8月に敦賀市で開催された第33回原子力発電問題全国シンポジウムの基調報告として発表したものである。（その後、一部追加・修正を加えてある。）

本稿の目的は、安全神話と原子カムラを崩壊させ、原発（軽水炉ともんじゅ）の再稼働を許さず、すべてを廃炉とさせるための科学的な議論を踏まえて若干の提言を行うことにある。

『原発安全神話と原子カムラを批判し崩壊させよう』目次

| | |
|---|----|
| まえがき | 1 |
| 目次 | 2 |
| はじめに | 3 |
| 1 背景と目的 | |
| (1) 福島原発災害を踏まえた日本科学者会議の大会決議と 会員の活動 | 3 |
| (2) 原発問題に取り組む基本的な見解と第43回定期大会決議 | 4 |
| (3) 課題設定と本稿の目的 | 5 |
| 2 原発政策の形成に関わる問題点 | 5 |
| (1) 原発と核兵器の一体関係 | 5 |
| (2) 中曽根康弘の「原子力政策の変更」演説(1954年)と 日本学術会議の抗議声明 | 6 |
| 3 原発安全神話にかかわる問題点 | 7 |
| (1) 三つの安全機能「止める・冷やす・閉じ込める」 | 7 |
| (2) 五重の壁、多重防護、確率論的安全評価 (Probabilistic Safety Assessment、PSA) | 8 |
| (3) 電源三法交付金 | 9 |
| (4) 教科書検閲 | 10 |
| (5) 原発について、原子力安全文化なんてそもそもあるのか | 11 |
| 4 原子カムラの形成に関わる問題点 | 12 |
| (1) レッドページと原子カムラの形成 | 12 |
| (2) 天下りと原子カム | 13 |
| 5 全国原発シンポに見られる安全神話と原子カムラ に関する議論のレビュー | 14 |
| まとめ | 17 |
| 注 | 18 |

はじめに

日本科学者会議エネルギー・原子力問題研究委員会は、1972 年以来、33 回の原子力発電問題全国シンポジウムを開催し、政府・電力事業者による原子力推進を批判し、多くの提言を行ってきた。その基本的な視座は、原子力平和利用の三原則「民主・自主・公開」に基づくこと、および科学者会議会則の「2. 目的：第 2 条（1）」に書かれている通り、「日本の科学の自主的・民主的発展につとめ、その普及をはかること」にある。

昨年（2011 年）3 月 11 日に東日本大震災（超巨大地震と大津波）と福島原発災害が同時発生した。その原発による被害は空前の規模であり、被災地はもとより日本全体、ひいては、世界全体に与えた影響は衝撃的であり量り知れず大きい。

原子力平和利用の三原則や科学者会議会則がありながら、原発に批判的な立場に立つ科学者として、福島原発災害の発生を未然に止めることも、災害を最小限にとどめる役割を果たすこともできなかったことを深く反省している。その根本的な原因を多面的に追及することは今後も続けなければならないが、ここでは、福島原発災害の発生の重大要因と言える「原発安全神話と原子力ムラ」を課題として取り上げ、それらの形成過程を批判的に調査し、いかにして崩壊させるかについて考察を加える。

1 背景と目的

（1）福島原発災害を踏まえた日本科学者会議の大会決議と会員の活動

今回の同時発生災害に対して、日本科学者会議（以下、JSA）は第 42 回定期大会決議（2011 年 5 月 29 日）として「東電福島第一原発事故を教訓に原発に依存しない社会をめざそう」、「東日本大震災、原子力災害からの復興と日本社会の再生に向けて」などを発表した。また、第 43

回定期大会決議（2012年5月27日）として「原発のない社会を実現するために国民的共同を進めよう」を採択した。福島原発災害以降、JSA会員の多くがそれぞれの専門的立場から、自主的に、あるいは、招待されて、各種講演会講師を務め、原発事故経過や放射線健康影響などの諸問題について講演活動を行ってきた。

（2） 原発問題に取り組む基本的な見解と第43回定期大会決議

過去の全国原子力発電問題シンポジウムや各種講演会を通して、JSAの原発問題に取り組む基本的見解が、発表者個人によって異なり、JSAは全体的にはどちらを向いているのか不明瞭だと言う批判が出てきた。それを受けて、JSAではその機関誌「日本の科学者」の今年（2012年）1月号から毎月「討論のひろば 原発を考える」を掲載し、各場者が原発に対する見解を述べ討論を展開している^{1)~8)}。それらを総合して筆者なりに整理すると、JSAの中に次の二つの意見が存在していると思われる。

ひとつは、①外面的には政府・財界による原発推進政策を批判しているものの、内面的にはいつかは実用上十分安全な原発が作れると考え、今後とも原子力(核エネルギー)は必要なエネルギーであるとする意見、もうひとつは、②原発は、平常運転中でも危険であるが、地震などが原因で一旦福島のような災害が発生すると原子炉の制御が不能となり極めて危険であるとして、すべての原発（軽水炉ともんじゅ）を停止・廃炉とすべきであるとする意見である。JSAは、現在、一体どちらを基本的な立場としているのかを明確にすることを求められている。それは、国民からJSAの組織ならびに会員に対して、科学者としての社会的責任が強く問われているためである。ここで注意すべきは、上の二者択一的な議論がいわゆる原発推進・御用学者と反原発・原発批判学者という単純な二極分化では済ませられるものでないということである。

昨年（2011年）JSAの中に4人の委員から成る「原発問題WG」が設置され、12月9日に第1回の研究会が開かれた。そこでは、上記②の意見をJSAの基本的立場とするのが妥当であろうとなった。その結論は、上記の第43回定期大会決議に反映され、一言で言えば「原発をなくす」ということが機関決定された次第である。

(3) 課題設定の背景と本稿の目的

JSA の原発問題 WG で、筆者に「原発安全神話の形成から崩壊まで」という論題が与えられ、さらに、原発安全神話だけでなく原子力ムラを含めて、調査研究を行うことになった。流体力学を専門とする筆者がその課題を論ずるには、歴史学や思想哲学の分野に学術的素養がないだけに筆者には荷が極めて重い。しかしながら、浅学非才な身を顧みずその課題を引き受けた。本稿では、まだまだ十分とは言えないが、文献を調査し、安全神話と原子力ムラの形成から崩壊までを批判的に論考し、その結果を報告することを目的とし、安全神話と原子力ムラを崩壊させ、原発（軽水炉ともんじゅ）の再稼働を許さず、すべてを廃炉とさせるために若干の考察・提言を述べる。

2 原発政策の形成に関わる問題点

(1) 原発と核兵器の一体関係

アイゼンハワーの国連での演説” Atoms for Peace”（1953）により、その前から日本に潜在していた核の軍事利用一本立てから核の平和利用を取り込んだ二本立てへと政策議論が変わった。アメリカは、余剰の濃縮ウランを外国に供給することにより、資本利益のため原発分野での国際的リーダーの地位を確保し、エネルギー市場の独占をねらった⁹⁾、¹⁰⁾。

日本は、核兵器を①持たず、②作らず、③持ち込ませず、という非核三原則を設けたが、佐藤政権は③を破っていたことが昨年（2011年）明らかにされた。

日本は、日米安保条約による米国の保有する核の傘下であり、核燃料を自主的・自立的に購入したり管理したりできず、原子力の民主・自主・公開の三原則を守ることができていないという根本的な矛盾問題を抱えている。それは、核兵器と原発とが常に一体の関係にあり、プルトニウムの核兵器への転用に対する歯止めが必要であるにもかかわらず、中曽根首相時代以来原発推進の背景に核兵器開発を目論む思惑がはびこっていることに起因している。このことは、はからずも、福島原発災害の後

の石破茂（自民党）の発言によって露呈される。彼は、原発から取り出すプルトニウムを使って核兵器を作れるとすればそれは核の抑止力になるという主張をした（2011年12月中国新聞）。彼は、核兵器への転用の歯止めとは逆に核兵器のために原発を推進すべきだとさえ言っている。彼の発言は、アイゼンハワーの「核の平和利用」という表向きの言葉に反しているようだが、原発と核兵器とは常に一体関係で進んできた証拠を見せたものと見てよいであろう。

そのような原発と核兵器との一体関係を隠ぺいするために、原発安全神話と原子カムラが形成されてきたと思われる。

（2） 中曽根康弘の「原子力政策の変更」演説（1954年）と日本学術会議の抗議声明

中曽根康弘は、日本のエネルギー政策についてアメリカのエネルギー世界支配戦略に追従する方針を選択した。彼は、国会で「原子力政策の変更」を訴え、①それまでの日本学術会議からの提言により国会で成立した原子力基本法にある平和利用三原則「民主・自主・公開」、②原子炉製造を中止して原子力の平和利用を進めるという学術会議の要請、を無視し、2億3500万円（MY235は、ウラン235と数字合わせをしたもの）の予算案を通した⁹⁾。注9) であげた文献の202ページの記述をここに引用しておく。

「このような政治的な原子力開発政策の強行（山本注：アイゼンハワー演説(1953年)からわずか3カ月後(1954年3月)に中曽根康弘が原子力予算を国会で通過させたこと）は、当然日本の学者の警戒心を深める結果となった。日本の学者の国会と言われてきた日本学術会議では、1953年1月の第13回総会で、『わが国の原子力研究をいかにすべきかを検討する委員会』（第39委員会）を設置し、論議を重ねていた。その最中に2億3500万円の予算案が出され、第39委員会委員長・藤岡良夫氏は、（1）原子炉製造の中止、（2）この予算を東大の原子核研究所の完成にまわすこと、（3）科研に補助金を出すこと、を要請したが、全く無視されてしまった。」

そのような政治的強行に対して、日本学術会議は抗議声明を出した。しかし、政府は学術会議を軽視・無視した⁹⁾。政府は、アメリカからの

学術会議左派会員排除の暗示を受けて、湯川秀樹の原子力委員辞任の流れを作った。以上の政府の行動は、安全神話形成の起点、原子カムラ形成の先駆けとなり、その後、批判派の排除を強行し推進派の拡大への道を突き進むことになった。

坂田昌一は、「原子力研究が平和のためにのみ役立つことを念願し、これを保障するには、公開、民主、自主の三原則が確立されねばならない」と主張した¹¹⁾。原子力平和利用三原則は、武谷三男らによって提唱され、学術会議で決定され、国会に提言され、ついに原子力基本法にも定められ、今日まで存続している。それにもかかわらず、政府と電力事業者は、原子力基本法に定められた直後から今日にまで三原則を無視し続けて来た。彼ら政財界は一体となって、公開の原則を踏みにじってきた。すなわち、すべての原発や原子力船「むつ」において事故・故障の隠蔽・ごまかし、改竄などを繰り返してきた。それらの具体的な証拠については多くの文献^{10)、12)、13)}に見られる。

日本は、自主開発の素地も基盤もない中で、英国や米国ではすでに原発の安全性は実証済みであるとして（フルターンキー方式で）、両国から技術を導入して商業炉の建設を進めてきた。当初のころ、両国からの売り込みは、激しく行われた¹⁰⁾。日本では必要な実証試験を、たとえば最近のプルサーマル導入に見られるように、実験研究炉で行うことなく、直接商業炉で行ってきたため、導入直後から事故・故障が続出した。

現在、日本政府と原子力産業界は、福島原発災害によって困苦に陥った住民・国民の「原発なくせ」という悲痛な訴えを無視して、原発を東南アジアやアラブの国々に売り込んでいる。彼らは、相変わらず原発安全神話のもとで、もっぱら眼先の利益追求に突っ走っていると見られている。

3 原発安全神話に関わる問題点

(1) 三つの安全機能「止める・冷やす・閉じ込める」

TMI事故（1979年）でもチェルノブイリ事故（1986年）でも三つの安全機能が完全に破綻したにもかかわらず、原発推進者たちは、日本では

炉型が違ふとか、原子力安全文化の先進国日本ではそのような人為ミスが起きないなどとして、それらの事故からの教訓を学ぼうとせず、批判科学者の意見をことごとく無視してきた¹⁰⁾、¹²⁾～¹⁶⁾。また、柏崎刈羽での原発震災（2007年）の場合にも、彼らは三つの安全機能は有効に機能したとし、福島原発災害でも「止める」は機能したと言っている。それについては、まだ疑問が残されているが、明らかに他の二つ（冷やす、閉じ込める）の機能は完全に失敗した。

それにもかかわらず、政府は、政府事故調や国会事故調の報告が出る前に、すなわちそれらの報告から得られる教訓を全く学ばないで、大飯原発3、4号機の再稼働を「決断」した。周知のとおり、福島では、実際には崩壊熱の発生を止められず、原子力建屋や構造物の損壊が発生し、莫大な量の放射性物質が漏れ出し、環境が汚染されてしまった。今なお、放射性物質の放出と環境汚染が続いているのである。今日、被ばくした住民と原発労働者の今後の放射線健康傷害が重く問われているが、福島原発災害発生から数ヶ月間、政府・電力事業者や原子力ムラの御用学者たちは「直ちに影響がない」を繰り返し、その結果、防災・避難において住民・国民を大混乱に陥れてしまった。したがって、三つの安全機能「止める・冷やす・閉じ込める」が作用するので原発は安全で大事故を起さないという原発安全神話は、現実には成り立っていない。

（2）五重の壁、多重防護、確率論的安全評価 （Probabilistic Safety Assessment、PSA）

五重の壁とは、「圧力容器や配管から放射能が漏れても、格納容器で放射能を封じ込め、放射性物質の封じ込め役を果たすのは、燃料を焼き固めたペレットに始まり、それを収めた燃料棒被覆管、圧力容器、格納容器、原子炉建屋の5つの障壁である」というものである。

また、多重防護とは「①異常の発生防止→Interlock、②異常の拡大及び事故への発展の防止→Fail Safe、③周辺環境への放射性物質の異常放出の防止→非常時停止 Emergency Trip と ECCS 作動」を指す。しかしながら、五重の壁も多重防護も、福島原発災害によって、完全に破綻したことは上述（3）と同様である。

さらに、確率論的安全評価（Probabilistic Safety Assessment、PSA）

という安全神話の論拠がある。これに関する有名なたとえ話は、ヤンキースのスタジアムに隕石が落ちる確率が低いと同様に原発災害の発生する確率は低いとするものである。このような論拠が成り立たないことも福島原発災害によって明らかになったはずである。

それにもかかわらず、たとえば、日本原電・敦賀原発のPR館の展示物・資料では、今日でも五重の壁と多重防護によって、放射性物質が原子炉建屋から漏れ出ることはないとし、異常の拡大や事故の発展はないなど書いている。それは、電力事業者が相変わらず、福島原発災害から何も学ばず、原発安全神話から目覚めていないことを表している。

実際に、福島第一原発の1、3、4号機の建屋で水素爆発などが起こり、建屋はひどく損壊した（東電は3号機の建屋損壊は水素爆発のためではなかったと報告しているが、注17）の文献では核出力の暴走であった可能性を指摘している）。

（3）電源三法交付金

電源三法とは、①電源開発促進税法、②電源開発促進対策特別会計法、③発電用施設周辺地域整備法を指す。それは1974年（田中角栄内閣）に成立した。いわゆる迷惑料として国から自治体（県および県下の原発立地市町村を含む自治体）に払われるものであるが、住民を札束で懐柔しようとするものであると言われている。電力会社は、電源三法に従って、国に税金を納付するが、実は総括原価方式によって税金分を電力消費者の払う電気料金に上乗せできる仕組みになっており、身銭を払わずに利益の確保が保証されている。

原発立地自治体と周辺の安全協定自治体は、交付金依存症（麻薬効果）に陥り、政府と電力事業者の思惑通りに原発城下町を形成し、それに伴って多くの住民は原発行政を批判する意欲を失って行った。今では、自主的に新しい町おこしや産業創出をやろうとしない「諦め」が原発立地自治体とそこの住民に定着している。このような弊害は、電源三法交付金制度を良しとする原発安全神話に起因していると思われる。現に、河瀬一治敦賀市長や野瀬豊高浜町長らは、憚りなく「交付金なしでは自治体はやっていけない」などと言っている。

一方、敦賀市でも見られるように、敦賀港を活用したり観光資源を活

用したりして、原発に依存しない町おこしに取り組んでいる元気な人たちもいる。特にそのような元気な人は、年齢を問わず、女性に多い。

(4) 教科書検閲

文部科学省、日本原子力学会、電力事業者などは、小・中・高の教科書を全部検閲してきた。彼等は、教科書の中に原発批判の記述を少しでも見付けると、「その記述は間違い」であり、「事実」はこうであるなどというクレームを教科書会に送りつけていた¹⁰⁾、¹⁸⁾。その結果、教員を通して多くの子どもたちが安全神話に嵌め込まれて行った。

小林昭三は、「日本原子力学会『原子力教育・研究特別専門委員会』による安全神話教育」と題した記事を、NERIC News¹⁹⁾に寄稿している。ここではその詳細を割愛するが、要点を引用すると次の通りである。

「福島事故直前に『リアルな危機意識を全く喪失した新指導要領下のエネルギー副読本・副教材』が『文部科学省・資源エネルギー庁』から発行されていた。『アメリカのスリーマイルアイランド原子力発電所で・・・(中略)・・・放射性物質の放出量はわずかで、健康には問題のない低いレベルでした(1人当たり0.01ミリシーベルト)。原因は機器の故障や運転する人の判断ミスが重なったことによるものです』という TMI 原発の「苛酷事故」をめぐる驚くべき誤認識が書かれている。それが小学生用『わくわく原子力ランド』と中学生用『チャレンジ！原子力ワールド』の苛酷事故認識だった。ただちに、国会で、・・・(中略)・・・、『文科省は国費(3400万円)を使って“安全神話”の宣伝をした』と追及され、高木前文科相は『見直し・回収・ウェブ消去』を余儀なくされた。」また、「原子力学会による全教科の教科書類の検閲実態」と題して、同学会の「原子力教育・研究特別専門委員会」が「15年近く初等中等教科書におけるエネルギー関連記述の調査を行い、・・・(中略)・・・、『原子力に関する不適切な記述例』などをまとめ・・・」と書いている。

さらに小林は、原子力学会が「『小・中学校教育』において安全神話教育の推進」と題して、次の6つの提言を掲げたと批判している。

- ①炭酸ガスを排出しない。
- ②核燃料サイクルの効果
- ③放射線はいかに有効か
- ④自然放射線を礼賛

⑤我が国の原子力施設は、立地、設計、建設、運転、保守の各段階における厳格な規制システムにより、その安全性は高いレベルに保たれている、「多重防護」、・・(中略)・・、安全性を確率論的な数字で表したリスク評価・・(中略)・・などにより、「原子力安全神話」の論陣を張っている。

⑥「原子カルネッサンス」を持ち出し、「我が国が原子力利用技術で世界に貢献できることを新しい動きとして正しく伝えるべきだ。」

学会は、本来学術の専門家集団であり、自由な環境で学問をすべき組織であるから、原子力学会がこのように教育に介入し、政財界に従順な御用機関的体質を持つことは、戦時中の学校教育が軍国青少年育成に担当した間違いと同質であり、極めておかしいと言わざるを得ない。

(5) 原発について、原子力安全文化なんてそもそもあるのか

高木仁三郎はその著書^{1 2)}(14～19ページ)で、「安全神話の崩壊」、「安全文化」、「原子力文化」、「安全第一」という小見出しをつけて、原子力産業におけるたび重なる事故隠し、公開性のなさ、非透明性に対して、安全文化の欠落とかモラルハザードなどと言う非難が出る背景として、そもそも原子力安全文化というものが前提にあったのかどうかを疑っている。

また高木は、INSAG(International Nuclear Safety Advisory Group)が1991年に提唱した原子力安全文化の原則があるが、その根本に安全第一主義があるものの、原子力は産業である限り利潤追求が第一であるので、経済性の最優先の中で安全をどのように組み込めるのかをきちんと議論すべきだとしながら、そもそもそのようなことが可能かを疑っている。

さらに高木は、ガラス固化体に関して情報公開を求めたことがあるが、商業機密を理由に非公開だとして拒否された経験を紹介し、商業機密が優先されるのは経済最優先になっているからに他ならないと述べている。

4 原子カムの形成に関わる問題点

(1) レッドページと原子カムの形成

筆者の手元に「源流 レッドページ五十年のたたかい 二一世紀への継承」(電産東京八・二八会五十年誌刊行会、光陽出版社、2000年8月26日初版)²⁰⁾がある。同書には54人の記事が掲載されている。この本を通して、電力会社は労働組合の分断・壊滅を図り、組合員に対していわゆる「赤分子」のレッテルを貼り、執拗に徹底的に差別・排除したことが理解できる。その結果、電力経営者に対して批判的な意見を持つ労働者はいなくなり、原子カムの形成が出来上がっていった。

同書の323～352ページにレッドページを戦った鈴木章治の記事がある。彼は、その中の325ページで「いま政府・電力会社は無責任な『安全神話』をふりまいて原発推進に突きすすんでいる」と書いている。また、340～341ページでは「相次ぐ原発事故—『安全神話』の崩壊」と題して、東電福島第二発電所での事故例をあげながら、経済性優先、安全軽視の経営姿勢を指摘している。343～344ページでは「日本の原子力行政の欠陥とつくられた安全神話」と題して、アメリカの大学教員やIAEAが「日本では、・・・(中略)・・・通産省や科学技術庁のように原子力発電を推進する部門が原子力施設の設置許可の権限をもっているという異常な体制になっている」と指摘している。さらに、「JCOの臨界事故について、・・・(中略)・・・、『臨界事故など起こり得ない』と信じきり、『安全神話』にどっぷりつかっていた・・・」と書いている。

なお、レッドページとは、米占領下の1949年から1950年にかけて、日本共産党員とその支持者を職場から追放した反共攻撃のことである。今日の青少年の中にはこの言葉すら知らない人たちが多数いる。同書の37ページで塩田庄兵衛は「労働省の資料によると、1950年のレッドページによる民間産業分野での犠牲者は10,972人と数えられているが、そのうち電産は2,137人の最多数で、1950年8月26日わずか一日で一挙にことが片付けられたという特徴を示している」。なお、44～45ページで塩田は、電力労連のレッドページ闘争は、多くの深刻なドラマがあったが、東電、中部電力、関電のいずれにおいても、「勝利した」と書いている。

ここで、補足的に東京電力の創立についてふれておこう。1951年5月1日、国会決議より効力が強いGHQポツダム政令をもとに、戦時統合によって発足した関東配電と日本発送電を再編して、東京電力は創立された。今、日本の電力会社の発送電体制が見直されているが、その際に安全神話と原子カムラに支えられている電力会社の余りにも強すぎる利権と権力を抑制するための施策を立ててそれを実行すべきであろう。

(2) 天下りと原子カムラ

一部の週刊誌や東京新聞「こちら特捜部」の記事によれば²¹⁾、原子力関連の公益法人や独立行政法人などの諸団体への官僚の天下り先は、約55団体（原子力学会を含む）に及んでいる。たとえば、(独)原子力安全基盤機構には通産省通商産業検査所長、原子力安全・保安院企画調整課長、同院審議官、国家公務員倫理審査会事務局長らが、(財)原子力安全技術センターには科学技術事務次官、文科省放射線規制室長、東北経済産業局長、科学技術庁長官官房付らが天下っているとされている。

また、諸団体への2010年度の予算についても、たとえば(独)原子力安全基盤機構へ200億円、(財)日本原子力文化振興財団へ9億円、放射線医学総合研究所へ120億円が配分されたという。それぞれの団体役員の給料の高さには、国民の平均的給料に比べて、異常なものを感じる。

ここで論ずるまでもなく、高級官僚の天下りが原子カムラを形成してきたことは明らかであろう。官僚は、国家公務員であるから国民に奉仕するのが務めであり、憲法と法律を遵守しなければならないはずである。しかしながら、彼らは、天下りのしくみを利用して原子カムラを形成し、原子力関連団体と自己の利益のために働き、公務員としての任務を放棄している。現在の民主党政権は天下りの完全禁止ができないどころか、助長したのではなかろうか？

5 全国原発シンポに見られる安全神話と原子カムフラ に関する議論のレビュー

伊藤太郎は、第1回原発シンポ（北海道岩内、1972年）の「基調報告」で²²⁾、原発と漁業の関係、安全性、放射能汚染、環境権などについて、重要な問題点を指摘し、「たしかに原子力はこれからのエネルギーとして夢のエネルギーになりうるわけですが、アメリカ型の軽水炉は次の2点で完成したものとは言えません」と書いている。

その当時1972年までは、原発の重大事故・災害は起きていなかったのに、原子力を「夢のエネルギーになりうる」と見ていたのだろうが、それが安全神話に基づいたものかどうかはわからない。

飯田克平は、第2回原発シンポ（福井県小浜市、1973年）で「能登原発（赤住）反対運動と能登原発基地化問題」と題して²³⁾、珠洲原発の新設を阻止する運動の取り組みを紹介している。その運動で科学者の果たした役割は大きく、最終的に珠洲原発の阻止を勝ちとった。

佐藤文隆は、第2回原発シンポ（小浜市1973年）で「経過・基調報告」の中で²⁴⁾、「本シンポジウム3日目の会場に予定している大飯町中央公民館使用に対して町長、町教育委が妨害していることは、昨日の福井地裁の判決にも述べてある通り、全く不当なものであり、原発設置のもたらす社会的環境の破壊を我々の目の前に示したものである」と述べ、町長と町教育委が公民館使用を「妨害」し、原発安全神話を形成してきた権力者に追従したと批判している。

なお、この記事の中に、「安斉育郎が1972年の学術会議シンポで6つの点検基準を提唱した」ことが書かれている。それは、原子力平和利用の三原則を具体的に定式化したものとして特記されるべきものである。

中島篤之助は、第3回原発シンポ（水戸市、1974年）で「基調報告」を行い²⁵⁾、原子力船「むつ」に関して、原子力船事業団が漁民の「むつ湾を汚すな」、「帆立を守れ」という声に対して、「安全だから心配はないというだけで、漁民の声を非科学的だというのは、全く理解できない」と書いている。

館野淳は、第4回原発シンポ（福島市、1976年）で「原子力開発における『事業団』体制の問題点」と題して²⁶⁾、動燃「事業団」の無責任

な体制を批判した。電力事業者から研究者が動燃に出向し、研究成果が必ずしも動燃に蓄積されないことを指摘した。動燃のこのような体質は、原子カムラの形成によるものであろう。

岩尾裕純は、第 8 回原発シンポ（東京、1982 年）の実行委員長として、「第 8 回原子力発電問題全国シンポジウムの開催にあたって」と題して²⁷⁾、「社会科学的側面としては、核戦争を別にしても、とくに日本についていえば、第一に日米原子力協定のもとでの GE、WH 等多国籍企業からの導入であるため、核燃料サイクルは自国では成立しないし、機器そのものの扱いに自主性がない。くわえてウラン資源の大きな部分はやはり石油関係米系多国籍企業の支配下にある。第二には、日本電力独占資本は、もっとも典型的な日本的経営を行っている」と述べている。ここで、「自主性のなさ」と「日本的経営」とは、原子カムラにおける原発安全神話を表現していると思われる。

横田伊佐秋は、第 11 回原発シンポ（新潟、1985 年）の実行委員長として、「開会の挨拶」を行い²⁸⁾、「今日の日本では、いろいろな『現代の神話』がみちみちている時代であるような感じがいたします。これらの神話というものは政治や経済の支配層によって創られまして、そして、彼らの支配するマスコミを通して、国民の間に広げられています」と述べ、原発安全神話が政府、財界とマスコミからふりまかれていることを指摘し、中曽根康弘と読売新聞社主の正力松太郎の原発推進の元祖コンビによる暗躍を批判している。

中島篤之助は、第 12 回原発シンポ（八戸市、1986 年）で「チェルノブイリ原発事故が問いかけるもの—原子力発電所・核燃料サイクルの実像と虚像」と題して基調講演を行い²⁹⁾、「手元に『ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故について—日本の原子炉は大丈夫か』というパンフレットがあります。・中略・『原子炉は安全にコントロールされています』、2 番目に『化学爆発や黒煙火災は起こりません』、そして『放射性物質は核納容器に閉じ込められます』と言う 3 つの点が強調されているのですが、これを全国的に 1 万数千回も説明したわけでありまして」と述べ、当時の電力事業者も通産省も正確な情報を得ないまま、上記の発表を繰り返し、チェルノブイリ事故から何も教訓を得ようとしなかったのは、原発安全神話のためではないかと指摘している。

角田道生は、第 20 回原発シンポ（茨城県つくば市、1994 年）で「苛酷事故対策の現状と問題点」と題して講演し³⁰⁾、「資源エネルギー庁発

行の市民向け解説パンフレット『スーパー・セイフティ・プラン 21—[シビアアクシデント対策]』の冒頭に『わが国の原子力発電所においては、シビアアクシデントは、現実には起こるとは考えられません。・・・中略・・・シビアアクシデント対策の目的は、21世紀に向けて確率論的手法を用いることにより、原子力発電所の安全裕度を更に向上させ、＜安全から安心へ＞変えることにあります』などと、苛酷事故をとりあげてことを契機に、国民の批判、不安が高まることへの警戒がパンフ全体に感じられる」と述べ、資源エネルギー庁の原発安全神話の広報を批判している。

藤井陽一郎は、第21回原発シンポ（中央大学、1995年）で、「日本列島の地震活動と原子力発電所の安全性」と題した記念講演を行い³¹⁾、「阪神大震災では、・・・中略・・・高速道路・新幹線の安全神話の崩れた今、いわばつぎの安全神話崩壊の対象として、原発は安全かの不安は国民の間に高まっている」と述べ、原発震災の襲来を心配し、阪神大震災で見られた土木構造物の損壊について、「安全神話はもろくも崩れた」と書いている。また、彼は、「国の防災基本計画でも地域防災計画でも地震災害と原子力災害とのダブルパンチを想定した防災計画の無いのが現状である」と指摘し、「地震災害と原子力災害とのダブルパンチを想定すべきだ」と早くから警告していた。福島原発災害は、まさしくダブルパンチを受けたにも、かかわらず、政府と東電は「想定外」と言っている。その根拠は、原発安全神話のためであろう。

青柳長紀は、第27回原発シンポ（山口県柳井市、2004年）で「原発の重大事故と緊急時対策」と題して³²⁾、原発の重大事故によって「安全神話」は崩壊すると論じたが、現実には、福島原発災害が起こっても安全神話は崩壊しなかった。

以上のように、安全神話と原子カムラの形成を批判することはできるが、今後はそれらを崩壊させるべき議論と実践が残っている。7月16日の代々木における16万人集会に代表されるように、政党色や団体色を出さない平和的国民運動が今や政府を動かそうとしている。ドイツではチェルノブイリ事故以降、26年間の国民運動があり、その結果、メルケル首相は福島原発災害から数日のうちに脱原発宣言をした。JSAも国民とともに、7月に再稼働された大飯原発3、4号機を運転停止させ、すべての原発をなくすために科学者運動を強めることが重要であると考えられる。

まとめ

「はじめに」で、原子力平和利用の三原則や科学者会議会則がありながら、原発に批判的な立場に立つ科学者として、福島原発災害の発生を未然に止めることも、災害を最小限にとどめる役割を果たすこともできなかったことを反省し、本稿では、福島原発災害の発生の重大要因と言える「原発安全神話と原子カムラ」を課題として取り上げ、それらの形成過程を批判的に調査し、いかにして崩壊させるかについて考察を加えると述べた。

第1章では、本稿執筆の背景と目的を述べた。特に、日本科学者会議の第43回定期大会の決議に基づいて、「すべての軽水炉を停止・廃炉とする」というJSAの見解が背景にあるとして、原発安全神話と原子カムラの形成を批判的に考察し、それらを崩壊させることを目的とすると述べた。

第2章では、原子力政策の形成に関わる問題点として、原発と核兵器の一体関係を説明し、アイゼンハワーの国連演説を受けた中曽根康弘が日本に原発を導入する国会演説を行い、政策を強引に進めたことを紹介し、それに抗議した日本学術会議の取り組みを述べた。

第3章では、原発安全神話に関わる問題点を述べた。特に、①三つの安全機能、②五重の壁、③電源三法交付金、④教科書検閲、⑤原発安全文化が以下に巧妙に構築され国民に安全神話として定着させていったかを説明すると同時に、それらが福島原発災害で完全に誤りであることが証明されたはずだと述べると同時に、相変わらず、安全神話は生き続けている現実を直視し、崩壊させなければならないと述べた。

第4章では、原子カムラの形成に関わる問題点として、レッドパージと天下りが原子カムラを堅固な利益共同体をして形成されたことを述べ、批判的な国民や科学者を排除した結果、福島原発災害発生の要因になったと批判した。

第5章では、日本科学者会議がこれまで33回の全国原発シンポを開催し、その中で議論されてきた「原発安全神話と原子カムラ」を批判する論文をいくつか抜粋して紹介した。古くからの確かな批判がなされてきたにもかかわらず、原発事故と災害は繰り返されてきたことを踏まえ、科学者の社会的責任を見直すべきであると指摘した。

以上を総括して、全ての原発（軽水炉ともんじゅ）を停止・廃炉とするためには、「原発安全神話と原子力ムラ」を崩壊させなければならいと訴えるとともに、そのための国民運動と強めなければならいとむすんだ。

注

- 1) 宗川吉汪「原発問題と科学者の社会的責任」『日本の科学者』47(1) (2012年1月号) pp. 48-51.
- 2) 舘野淳「原発事故に際してなにをなすべきか」『日本の科学者』47(2) (2012年2月号) pp. 36-39.
- 3) 坂東昌子「分野を越えた21世紀型学問の構築」『日本の科学者』47(3) (2012年3月号) pp. 48-51.
- 4) 岡山博「放射線被曝問題と発言の仕方 — 健全な議論を妨げる日本社会」『日本の科学者』47(4) (2012年4月号) pp. 34-37.
- 5) 本間慎「原発事故と放射性セシウム汚染の健康への影響」『日本の科学者』47(5) (2012年5月号) pp. 36-39.
- 6) 佐久間英俊「福島原発事故と科学者の課題」『日本の科学者』47(6) (2012年6月号) pp. 46-49.
- 7) 山本富士夫『3.11福島原発災害』を踏まえて—すべての原発を廃炉に！』『日本の科学者』47(7) (2012年7月号) pp. 42-45.
- 8) 嶋田一郎「真の学際性と新しい科学者の社会的責任 — 宗川、舘野、坂東各論文へコメント」『日本の科学者』47(8) (2012年8月号) pp. 30-33.
- 9) 市川富士夫、舘野淳『地球をまわる放射能—核燃料サイクルと原発』大月書店、1986年。
- 10) 内橋克人『日本の原発、どこで間違えたか』朝日新聞出版社、2011年。
- 11) 樫本喜一編『坂田昌一—原子力をめぐる科学者の社会的責任』岩波書店、2011年。
- 12) 高木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』岩波新書、2011年。
- 13) 小出裕章『原発のウソ』扶桑社新書、2011年。
- 14) 小野周『原子力—繁栄への道か 破滅への道か』文新社、1980年。
- 15) 安斉育郎『茶の間で語り合う原発と放射能』かもがわ出版、1994年。
- 16) 安斉育郎『原発—そこが知りたい』かもがわ出版、1995年。
- 17) 岡本良治「福島第一原発事故の原因、推移、『収束方針』の分析」『日本の科

- 学者』 Vol. 47 No. 3 (2012年3月) pp. 8-12.
- 18) 内橋克人編『大震災のなかで私たちは何をすべきか』岩波新書、2011年、小林昭三「日本原子力学会『原子力教育・研究特別専門員会』による安全神話教育」NERIC News (核・エネルギー問題情報センター) No. 324/2011年10月号 pp. 4-5.
 - 20) 電産東京八・二八会50年誌刊行会編『源流—レッドページ五十年のたたかい—二十一世紀への継承』光陽出版社、2000年(本書中特筆すべきは、鈴木しょうじ「二十一世紀の電力産業—担い手はだれに」 pp. 323-352である)。
 - 21) <http://www47.atwiki.jp/goyo-gakusha/pages/102.Html>
 - 22) 伊藤太郎「基調報告」(第1回原発シンポ・北海道岩内、1972年) pp. 3-9.
 - 23) 飯田克平「能登原発(赤住)反対運動と野と原発基地化問題」(原発シンポ・福井県小浜、1973年) pp. 46-48.
 - 24) 佐藤文隆「経過・基調報告」(第2回原発シンポ・小浜、1973年) pp. 3-4.
 - 25) 中島篤之助「B. 基調報告」(第3回原発シンポ・水戸、1974年) pp. 3-8.
 - 26) 舘野淳「原子力開発における『事業団』体制の問題点」(第4回原発シンポ・福島、1976年) pp. 16-20.
 - 27) 岩尾裕純(実行委員長)「第8回原子力発電問題全国シンポジウムの開催にあたって」(第8回原発シンポ・東京、1982年) pp. 2.
 - 28) 横田伊佐秋(実行委員長)「開会の挨拶」(第11回原発シンポ・新潟1985年) pp. 2-3.
 - 29) 中島篤之助(基調講演1)「チェルノブイリ原発事故が問いかけるもの — 原子力発電所・核燃料サイクルの実像と虚像」(第12回原発シンポ・八戸、1986年) pp. 5-23.
 - 30) 角田道生「苛酷事故対策の現状と問題点」(第20回原発シンポ・茨城、1994年) pp. 3-13.
 - 31) 藤井陽一郎・記念講演「日本列島の地震活動と原子力発電所の安全性」(第21回原発シンポ・中央大学、1995年) pp. 3-6.
 - 32) 青柳長紀「原発の大事故と緊急時対策」(第27回原発シンポ・山口県柳井市、2004年) pp. 1-20.

著者のプロフィール

著 者：山本富士夫（やまもと ふじお）
生 年：1940 年生まれ
肩書き：工学博士、福井大学名誉教授
日本科学者会議エネルギー・原子力問題研究会委員
同福井支部代表幹事
専 門：流体力学、エネルギー変換工学、機械工学

2012 年 11 月 12 日
日本科学者会議 JSA *e* マガジン編集委員会
The Japan Scientists' Association(JSA)